

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 平成26年2月26日（水）15時30分から17時00分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎南側臨時庁舎 大会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 岩間けい子，岡田貴一，岩間秀男，皆川憲弘，大澤賢祐，奥田猛，袴塚孝雄，中庭次男，根本祐治
 - (2) 執行機関 秋葉欣二，清水登美男，田中誠一，萩谷慎一，清水圭子，久野智之，橋本真道，佐々木数葉，横田真澄，菊池浩康
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 国民健康保険一部負担金及び国民健康保険税の減免等について（公開）
 - (2) 水戸市国民健康保険の事業状況について（公開）
 - (3) 平成26年度税制改正への対応について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
平成26年第1回水戸市国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容
別紙のとおり

平成 26 年第 1 回水戸市国民健康保険運営協議会

会 長 規則によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。また、本日の出席委員は過半数に達していますので会議は成立となります。会議録の署名人についてですが、議長指名でよろしいでしょうか。

— 異議なし —

会 長 異議なしとの声がありましたので御指名を申し上げます。___委員と___委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。では早速議題に入らせていただきます。報告事項の報告第 1 号、「国民健康保険一部負担金及び国民健康保険税の減免等について」、執行機関から説明願います。

— 執行機関説明 —

国民健康保険一部負担金減免及び国民健康保険税の減免の概況と要項の改正について説明。

会 長 ただ今執行機関から説明があった中で何か御質問等がございますか。

___委員 はい。一つは今の説明の中で減免の要件として、所得が対前月比の 50%以下というのがありますよね。これは水戸市独自の要件ですか。

執行機関 他市町村の要項の踏襲です。これは収入が著しく減少した被保険者を対象とするために 50%と設定したものとなります。

___委員 実は、厚生労働省が平成 22 年 9 月 13 日に出した一部負担金減免要項のモデル案というのがありますが、この中には 50%という要件は入っていない。私がいくつかの県内市町村の基準を調べたけれど、この要件を入れている市町村はありませんよね。例えば、つくば市とか。いろいろ調べたけれど。というのは、この要件があると減免に該当する基準に制限がかかる。例えば、生活保護基準の 1.3 倍の所得で生活していた方が、基準の 1.1 倍になってしまった。そうすると、50%の要件がなければ該当になるが、この要件があると該当しなくなる。こういう仕組みになるので厚生労働省のモデルケースでも入っていない。そういう矛盾が発生するのではないか。基準生活費の 110%以下であれば全額免除、110%を超え 115%以下の場合は 10 分の 5 ということになるんです

が、120%の人が60%にならないと適用されないという欠陥なんですよ。この条文を削除したらいいのではないかと。50%の要件がなければ該当になる方が該当しなくなる。

執行機関 厚労省の資料では確かに設けていないが、今回の一部負担金減免の考え方としましては、収入が著しく減少して、それにより一部負担金の支払いが困難になる方をこの制度で適用することを想定しているため、50%の要件はこのまま進めていきたいと考えている。

____委員 水戸市の国保税の減免規則がありますが、その中に前年度所得の50%以下という要件が入っているから、減免を受けられない方がたくさんいる。多くの被保険者から相談を受けているが、この要件があるために該当しないという意見を聞いている。矛盾を生んでいるのではないかと。この50%要件を撤廃するよう議会や委員会等を通じて働きかけている。県からもらった資料によると、県内26市町村が減免要項を制定していて、そのなかで見たいくつかの市町村ではないところがある。今、結論が出なくても今後検討してはいただけないか。

会 長 これは3月議会の議案に関わる内容ですか。

執行機関 いいえ。

会 長 この部分だけを削除するといったことはできない。今日の____委員の御意見は御意見として頂戴して、これからどうするかは機会があれば検討するというまとめ方でいいのではないかと。

____委員 執行機関、50%の要件以外の部分については、他の市町村も一緒か。

執行機関 はい。例えば、震災や風水害、火災等による死亡や収入が著しく減少した場合の減免割合については、基本的には他市町村の要項を参考にさせていただいております。考え方としては、国保税も一部負担金も減免の趣旨は、災害等やむを得ない状況下で一部負担金を支払えない、そのため医療機関に受診できなくなる恐れのある方に対して、執行機関としては要項を策定してサポートしていくものです。国保税についても同様の趣旨で要項を策定するものです。国保税の負担については、恒常的に所得水準が低い方からも御協力いただき、負担していただいているところではあります。7・5・2割の軽減をした上で、制度を支えていただいている。震災や風水害など避けられない災害等により、突発的に収入が著しく減少した方については、その基準割合を水戸市としては50%と考えたところであります。

____委員 資料④について、例えば事業が思わしくなくなって、年収が180万から150万になってしまった。生活保護基準に該当したとしても、生活保護との境界の被保険者を救えない。もともと所得がある方しか対象になりえない。減免要項を制定している26市町村のうち、減免件数が一番多いのは笠間市で5件、ひたちなか市で4件、那珂市で4件、つくば1件、稲敷1件。総額は532万円。全く0件という市町村が圧倒的に多い。このままでは水戸市でも0件で終わってしまうのではないか。今日、結論が出るわけではないから、もう一度考え直してはもらえないか。

会 長 他に。____委員いかがですか。

____委員 ____委員は生活困窮者の立場に立って御意見を言われていて、それはそれでいいことだと思うんです。しかし、私の意見では、50%のラインを引いて、その上で各基準における生活困窮者が占める割合というのも考えていかなければいけないと思うんです。50%という水戸市独自のラインというのは、私はそんなに影響しないと思うんです。ですから、生活困窮者の有無に関わらず、このやり方でやっても水戸市では数件かもしれないが、いざ災害が発生したときにはこの要項が効力を発揮して該当者を救えるのではないか。既にいる生活困窮者を焦点に論じてあまり意味がないと思います。

____委員 年間所得が100万円以下の世帯が24,414世帯もある。国保世帯の56%もある。従って、100万円以下の世帯は該当しなくなる。

執行機関 確かに、所得階層別の構成としては、国保加入者は比較的低所得の方が多くいらっしゃいますが、あくまでも今回議論させていただいているのは、「何らかの影響で所得が著しく減少した時に救済したい」というのが今回の減免要項でありますので、見極める意味で50%の基準を設けさせていただいた。

____委員 ただ、もともと困窮している24,414世帯は該当しなくなる。今年度の9月の決算委員会に話したけど、国保税の50%の条文があるために、減免になったのは3件だと言っていましたよね。

執行機関 もともと100万円以下の世帯の方が全く該当しないわけではない。その方も50%以下になれば該当する。低所得の方を排除しているわけではない。

____委員 50%以下を基準としている県内の市町村はどこか。

執行機関 土浦市などの事例を参考にしています。

会 長 ____委員の御意見は分かりました。そうですか。他に意見はございますか。

____委員 基本的な考え方として、水戸市は救いたいのか、対象者を絞りたいのか、何を考えて水戸市はこの基準を入れるのか。

執行機関 50%という要件は、一時的に収入が減少した被保険者を対象とするために基準として設けたものである。

会 長 この項目を入れた場合と入れなかった場合とでの差を各委員は気にされているのかと思いますが。

執行機関 自営の方に影響は出やすい。

____委員 私の質問に答えていない。

会 長 救いたい意思是念頭にあるようだが、50%の要件を入れることによって救える人の数を制限しているのは検討しなければいけないが、今後の協議会で検討するとして、今後資料等がそろえば御説明をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

—異議なし—

会 長 今、論議をしている資料を含めて精査して、次年度につなげていければと思います。いずれにしても、皆さんにお伺いしたいのは、____委員からの質問があったように、水戸市は被保険者を救いたいのか救いたくないのか、という投げかけがあって、それに対しての御心配があると思います。しかしながら、50%の項目は他に影響を及ぼす可能性もありますので、26年度にしっかり論議をして、27年度にどうするのかというのを論議していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

____委員 あと、もう一つ。税減免について、減免対象は所得割しかない。均等割や平等割についてはどうか。減免の対象はどうなっているのか。

執行機関 所得割に限定せず全体的にです。

___委員 申請時期によっては期間が短くなるのか。

執行機関 あくまでも減免なので、趣旨としては災害等の事象が発生して、それに対する減免の申請日以後の年度内分です。

___委員 年度全額を対象にできないのか。

執行機関 制度の趣旨からすると、申請日以降に到来する納期分だけです。

会 長 そうは言っても、社保等には減免制度はありませんから。いずれにしても、そういった方向で進めさせていただきます。続いて(2) 水戸市国民健康保険の事業状況について、執行機関からの説明をお願いします。

—執行機関説明—

平成 25 年度の国民健康保険税の調定額と収納状況について説明。対前年度比の医療費の動向について説明。国保会計収支改善の取組状況として、第 2 期特定健康診査等実施計画に基づく取組を説明。

会 長 ありがとうございます。それでは、ただ今御説明があったところでありますが、特に特定健診については受診率が低いということで、前回皆さんから御指摘があったものと思います。それから収納率については、向上に努めたところ、改善が見られたという説明でありましたが、何か御意見はありますか。

___委員 資料 P3 の②の現年度収納状況について、平成 25 年度は前年度に比べて、1 世帯当たりの調定額が 18,000 円の値上げで、1 人当たりの調定額 11,000 円ということで良いのか。平成 23 年度と平成 24 年度は値上げがなかったからほぼ変わっていないが、25 年度と 24 年度との差は国保税の税率を 9.2%上げた影響か。

執行機関 平成 25 年度 1 世帯当たり調定額が 175,367 円となっておりますが、今年度 9.2%の税率改正を行った影響と、課税対象となる所得の動向によるものと考えております。

___委員 執行機関にお尋ねしたい。国保税の延滞金は、例え過去の分を払った場合でも 24 年度までは延滞金を免除していたが、25 年度からは免除しないと窓口で言われたが、免除を止めた経緯は何か。これまで過年度分の本税をきちんと支

払った場合は 14.6%の延滞金を免除していたが、25 年度からはその免除を止めたということで、苦情が来ている。

会 長 はい、執行機関。

執行機関 ただ今の事案ですが、必ずしも正確ではない。過去の税を納めれば延滞金を免除するというを事務的にやっているということではない。ただし、その方の担税力、納税する資力、財産を総合的に勘案いたしまして、延滞金の部分について減免の申請がなされて、それが認められるケースは現在もございしますが、本税を納めたからといって延滞金が免除という制度ではありません。

会 長 これは国保税に限らず全部そうではないか。

___委員 はい。ただ、そういった趣旨の説明を窓口で受けたという苦情があったのだが、もう少し詳しく確認します。

執行機関 職員がそういう説明をしたとすれば、問題があると思います。

___委員 それから特定健康診査の受診率は現段階で向上はあったのか。

執行機関 前年比よりはプラスとなっている。11 月段階での状況としては 424 人増。

___委員 被保険者が約 7 万人で 424 人の増。0.6%増ぐらい。私は、やはり特定健診はすごく大事だと考えています。事前に早期発見、早期治療することで医療費が下げられる。非常に大事なので、力を入れていただきたい。確かに、健診事業に力を入れているということは感じている。特定健診に行かなかった方に勧奨の通知が届いたと聞いています。これは執行機関の皆さんが頑張っていると感じていますし、より一層頑張ってください。受診率の目標は 25%ですよ。だから 21%と言わず、何とか 25%まで向上させてください。そうすれば医療費も少なくなるでしょうから。国保税を上げなくて済むし。

会 長 今のはお褒めのお言葉と捉えてよろしいですか。

___委員 そうです。

会 長 それでは続いて、(3) 平成 26 年度税制改正への対応について、執行機関から説明をお願いします。

—執行機関説明—

国民健康保険税の後期高齢者支援金分と介護納付金分の課税限度額の引き上げについて説明。国民健康保険税の低所得者に対する軽減制度の拡充について説明。

会 長 ありがとうございます。それでは今、説明があったように税制改正に合わせて条例改正を行われるということでしたが、何かございますか。

___委員 1つ目は課税限度額の対象世帯と影響額を聞きたい。2つ目は軽減による影響額。3つ目はいくらぐらいの所得階層の世帯に影響があるのか。

執行機関 1つ目について、医療保険分は1,078世帯、後期高齢者支援金分は1,527世帯、介護納付金分は818世帯が対象となる見込みである。課税限度額を超える目安としては、後期分は一人世帯で考えると、所得560万円、介護分は同条件で545万円以上の世帯となっている。これによる影響額は概算で約2,800万円程度と見込んでいる。

また、7・5・2割軽減の対象世帯拡大による影響額は概算で1億円超となっている。

___委員 私が思うに、年間所得560万円や545万円も決して大金持ちではない。4万円の影響は少なくない。もっと別の形で国の補助や給付を求めていくべきではないか。

会 長 今回の軽減の対象世帯拡大は___委員の粘り強い意見が届いたものかと思えます。他にございますか。では、本日は長時間にわたりまして慎重な御審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして平成26年第1回水戸市国民健康保険運営協議会を終了といたします。皆様、本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。